

スチューデント・アシスタント（S T A）の任用に関する申合せ

（平成 3 1 年 2 月 7 日
教 務 委 員 会 決 定）

（趣旨）

第 1 この申合せは、鹿屋体育大学スチューデント・アシスタント実施要項第 9 の規定に基づき、学部学生及び大学院学生をスチューデント・アシスタント（以下「S T A」という。）として任用する場合の条件について定める。

（任用人数）

第 2 S T A を任用する場合は、授業科目ごとにポイント数の上限の範囲内において任用することができる。

（勤務コマ数上限）

第 3 S T A 1 人あたりの勤務コマ数は、年間に 9 6 コマを上限とする。

ただし、ティーチング・アシスタント（以下「T A」という。）としても雇用されている者は、S T A と T A の勤務コマ数の合計が年間 9 6 コマを超えないものとする。

附 則

この申合せは、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。